

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	生活保護に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、生活保護システムの特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和6年6月16日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の内容	<p>生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。ただし、外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。なお、特定個人情報は、次の事務で使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①保護の決定及び実施に関する事務②就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務③被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務④保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携⑥医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理⑦医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務⑧医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 <p>※なお、⑥～⑧については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。</p>
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	生活保護システム
②システムの機能	1. 相談面接 2. ケースワーク 3. 査察指導 4. 医療・介護 5. 経理 6. 債権管理 7. 緊急援護 8. 法外援護 9. 統計 10. 共通管理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（福祉情報システム）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	福祉情報システム
②システムの機能	1. 庁内システム間連携 2. 住登外管理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ ）
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	各業務システム間での庁内情報移転のための情報連携システムである。 ※情報連携は各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、連携対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、設定対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。 1. 参照用住記データベース機能 既存業務システムが参照する住記副本データベース機能。住民基本台帳システムから3分毎に連携される住民異動情報により更新する。 2. 既存システム連携機能 中間サーバーへの連携情報について、既存業務システムから統合宛名システムへ中継する機能。既存システム間の情報連携を管理する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ ）

システム4									
①システムの名称	統合宛名システム								
②システムの機能	<p>1. 統合宛名番号付番機能 統合宛名システムは、中間サーバーと情報連携するために団体内の宛名情報を業務横断に統一し、個人を一意にする統合宛名番号を付番する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報等を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。統合宛名システムを利用するための認証機能、個人情報保護対策及び各種ログ管理を行う。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバーシステム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバーシステム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバーシステム)									
システム5									
①システムの名称	中間サーバーシステム								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[] その他 ()</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等システム								
②システムの機能	<p>1. 資格履歴の管理 自治体・福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>2. 本人確認 自治体・福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。</p> <p>3. 機関別符号の取得等 自治体・福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (生活保護システム)</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (生活保護システム))
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (生活保護システム))								
システム7									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条 別表第二(第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、 61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局くらし支援課
②所属長の役職名	課長(保護担当)
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	生活保護、外国人生活保護、中国残留邦人等支援給付等の申請者及び被保護者
その必要性	要保護者及び被保護者(要支援者及び被支援者)の実情に応じた保護(支援)の決定及び実施を図るため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定するため 2. 連絡先等情報 対象者の世帯情報及び通知書等の送付先の把握のため 3. 業務関係情報 法に基づく適正な扶助の実施及び他法他施策の活用のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉局くらし支援課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民基本台帳所管課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国家公務員共済組合連合会等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (日本年金機構、社会保険診療報酬支払基金等) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③使用目的 ※	1. 生活保護の決定及び実施に関する業務に使用するため 2. 中国残留邦人等支援給付の決定及び実施に関する業務に使用するため 3. 生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取り扱いに準じて行う保護の決定及び実施事務							
④使用の主体	使用部署 1. 福祉局くらし支援課 2. 東灘区保健福祉部生活支援課 3. 灘区保健福祉部生活支援課 4. 中央区保健福祉部生活支援課 5. 兵庫区保健福祉部生活支援課 6. 長田区保健福祉部生活支援課 7. 須磨区保健福祉部生活支援課 8. 垂水区保健福祉部生活支援課 9. 北区保健福祉部生活支援課 10. 西区保健福祉部生活支援課 11. 北神区役所保健福祉課 12. 須磨区北須磨支所生活支援課 13. 西区玉津支所							
	使用者数 [500人以上1,000人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1. 生活保護システムに登録することにより、本人確認や被保護者等の扶養義務者調査等に使用する。 2. 共通基盤システム、中間サーバシステムを通じて情報提供ネットワークシステムに生活保護等関係情報を連携する。 3. 共通基盤システムを通じて庁内他業務システムと連携する。							
	情報の突合 1. 通知カード、個人番号カード等及び申請書、届出書等により、正確に本人確認を行う。 2. 符号により突合を行う。 3. その他識別情報により突合を行う。							
⑥使用開始日	平成27年10月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	システム保守等業務	
①委託内容	生活保護システムの保守及び改修業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)の要件を満たし、かつその妥当性を判断した上で許可を行う。
	⑥再委託事項	生活保護システムの保守及び改修業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2	診療報酬明細書等内容点検業務	
①委託内容	診療報酬明細書等内容点検(単月・縦覧)業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社メディブレーン	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	医療扶助のオンライン資格確認に係る業務	
①委託内容	1. 資格履歴の管理 2. 本人確認事務 3. 機関別符号の取得等	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	社会保険診療報酬支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)の要件を満たし、かつその妥当性を判断した上で許可を行う。
	⑥再委託事項	医療扶助のオンライン資格確認に係る業務の一部

委託事項4		医療扶助関連データ処理業務	
①委託内容		健康管理支援事業を実施するために必要な各種リストの作成	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本システム技術株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (30) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。) ・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2~5	
提供先2	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第10項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第14項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先4	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第24項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第50項)
②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第54項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16～20	
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第90項)
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第94項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先20	独立行政法人日本スポーツ振興センター
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第104項)
②提供先における用途	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<神戸市における措置> 本市庁舎内の施錠装置・監視装置のあるセキュリティ区画内サーバに保管する。 サーバへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

添付資料「特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)(別添1)ファイル記録項目」のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請、届出受理時に当該内容及び本人確認を法令の規定に従い適切に行う。 ・また、システムに入力された情報について決裁を受けるとともに、入力した者とは別の者が届出内容と照合・確認後、確定処理を行う運用により、対象者以外の情報入手の防止に努めている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・届出時の必要事項は生活保護法に規定されている。本人確認についても、通知カードや個人番号カードで本人確認を行うこととなり、必要最小限の提示を求め、申請者又は受給者に不必要な負担を負わせることのないようにしている。 ・個人番号カードにより確認する。もしくは、通知カード及び通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを、法令で定める身分証明書により確認する。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・システム端末機のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから、個人番号を管理する統合宛名システムへはアクセスコントロールにより接続できない。 ・生活保護、外国人生活保護又は中国残留邦人等支援給付受給者以外の個人番号は画面表示、帳票印字しない。 ・生活保護システムでは、福祉五法情報を参照できるが、別表第一に規定されていない事務に対しては個人番号で接続できない様、アクセスコントロールを行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム端末の操作にあたっては、ユーザIDによる認証、パスワードの設定を行い、端末の操作を関係職員に限定する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、ユーザIDの共用を禁止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員異動等で権限の発効・失効の必要が生じた場合、職員証保有者以外の者については所属長よりシステムを管理する所属に申請を行い、システムを管理する所属の所属長の決裁を経て、システム管理担当者が権限の発効及び失効を行っている。職員証保有者については所属長により権限の発行及び失効を行うとともに、システム管理担当所属により、権限の状態をチェックしている。 ・職員の異動が生じた場合には速やかに手続きを行うよう運用マニュアルに定めるとともに、不要なアクセス権限が付与されていないか、所属長及びシステム管理担当が定期的にチェックを行っている。 ・システムで特定個人情報が表示される画面を表示した際に、日時、対象者、操作者の記録を磁気ディスクに保存している。保存された記録は、一定期間保管している。 ・記録された情報を元に、定期的に内部監査を行っている。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
規定の内容	委託契約約款に添付する特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項(以下、情報セキュリティ遵守特記事項)に以下のとおり定めている。 ・特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の複写及び複製の禁止 ・退職後や契約終了後においても適用 ・提供文書等の返還及び廃棄等 ・特定個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策実施状況に対する報告、検査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約約款に神戸市情報セキュリティポリシーの遵守を追記している。 委託契約に基づき委託先が負う一切の義務を再委託先にも遵守させる。 再委託先の業務に関する行為及びその結果について、委託先が、神戸市に対して責任を負う。 再委託先が再々委託を行う場合も、甲の書面による事前の承諾を得る。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><生活保護システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><神戸市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別用符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知 [十分に行っている] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか [発生あり] <選択肢>
 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

- 令和3年3月に個人情報の記録されたUSBメモリを紛失したと指定管理者から報告があった。
- 令和3年7月に退職となった元職員が業務用PCを無断で持ち出した。
- 令和3年8月に保護者へメールを送付した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。
- 令和3年10月に選挙投票事務に係る民間従事者への関係書類の誤送付があった。
- 令和3年10月に民生委員が保管する書類一式の内、高齢者見守り台帳対象者一覧を紛失した。
- 令和3年10月に指定管理者元職員による学童保育名簿等の持ち出しが発覚した
- 令和3年11月にメールを送付した際に、添付ファイルを誤り必要以上の項目が登録されたファイルを送付した。
- 令和3年12月に職務と関係なく個人情報を閲覧し、複数の知人に対して個人情報を閲覧させるなど、個人情報に不正アクセスを行った。
- 令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼いたの死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。
- 令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。

再発防止策の内容

- 当該指定管理者に対し、USBメモリによる個人情報の取り扱いの停止と、個人情報の取り扱いについては是正勧告を行った。
- 退職時の手続きについて徹底・確認する。
- ICTシステムを導入し、電子メールによる連絡手段を改める。
- 事務の確認手順の見直しと、封入の際には複数で確認を行うこと及び個人情報の厳重な取扱いについて職員に周知徹底した。
- 個人情報の重要性や取り扱い時の注意点、適切な管理について全民生委員に対して周知した。
- 当該業務の全指定管理者を対象に臨時的研修の実施、業務の手引きの改訂を行い情報セキュリティの遵守の徹底を行った。
- 送付前に複数確認を徹底する。また、ファイルにはパスワード設定を行う。
- 当該職員及び当該課長級職員に懲戒処分を行った。また、全職員に対して、個人情報に関する研修を徹底する。
- 令和4年春から導入しているe-KOBEによる電子届出への誘導を強化する。
- 複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底。

その他の措置の内容

- サーバ及び端末にウイルス等対策ソフトウェアを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。
- 端末はカード及びパスワードによりユーザ認証を行っている。
- システムからインターネットへの接続を行っていない。

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、委託契約約款に個人情報保護に関する内容を明記した上で、契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
②請求方法	原則、来庁による請求を予定
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	部署名:福祉局くらし支援課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館5階) 電話番号:078-322-5468
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月22日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無の件	1件	2件	事後	重要な変更にあたらない。数値誤りの修正
平成27年7月22日	5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無の件数	22件	24件	事後	重要な変更にあたらない。数値誤りの修正
平成29年4月1日	評価実施機関名	神戸市	神戸市長	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I ① 事務の名称	生活保護の決定及び実施事務, 就労自立支援金給付, 中国残留邦人等支援給付の決定及び	生活保護及び外国人生活保護の決定及び実施事務, 就労自立支援金給付, 中国残留邦人等	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I ② 事務の内容	(1)申請受理 ・生活保護法による保護の申請書の受理と同	(1)申請受理 ・生活保護法及び生活保護法の準用による保	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I 3 特定個人情報ファイル名	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル	生活保護、外国人生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I 4 法令上の根拠	—	・神戸市番号条例 別表第2第11の項	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I 5 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、1	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、1	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I 6. ①部署	保健福祉局総務部保護課	保健福祉局生活福祉部保護課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成29年4月1日	I 6. ②所属長	保護課長 八乙女悦範	保護課長 長村信幸	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成29年4月1日	II 1 特定個人ファイル名	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル	生活保護、外国人生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル	事前	重要な変更
平成29年4月1日	II 2③対象となる本人の範囲	生活保護、中国残留邦人等支援給付等の申請者及び被保護者	生活保護、外国人生活保護、中国残留邦人等支援給付等の申請者及び被保護者	事前	重要な変更
平成29年4月1日	II 2⑥事業対象部署	保健福祉局総務部保護課, 各区保健福祉部保護課, 北区保健福祉部北神保健福祉課, 北須	保健福祉局生活福祉部保護課, 各区保健福祉部保護課, 北神支所保健福祉課, 北須磨支所	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成29年4月1日	II 3③使用目的	—	3. 生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取り扱いに準じて行う保護の決定及び実施事務	事前	重要な変更
平成29年4月1日	II 3④使用部署	保健福祉局総務部保護課, 各区保健福祉部保護課, 北区保健福祉部北神保健福祉課, 北須	保健福祉局生活福祉部保護課, 各区保健福祉部保護課, 北神支所保健福祉課, 北須磨支所	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成29年4月1日	II 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無の件数	24件	28件	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成29年4月1日	III 1 特定個人情報名	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル	生活保護、外国人生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル	事前	重要な変更
平成29年4月1日	III 3 リスクに対する措置の内容	・生活保護又は中国残留邦人等支援給付受給者以外の個人番号は画面表示、帳票印字しな	・生活保護、外国人生活保護又は中国残留邦人等支援給付受給者以外の個人番号は画面表	事前	重要な変更
平成29年4月1日	IV 2 ①連絡先	保健福祉局 総務部 保護課	保健福祉局 生活福祉部 保護課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成30年4月1日	I 5 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、1	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、1	事後	重要な変更にあたらない。番号法 別表2の修正に伴う
平成30年4月1日	II 2⑥事務担当部署	各区保健福祉部保護課	各区保健福祉部生活福祉課	事後	重要な変更にあたらない。課名のみの変更。
平成30年4月1日	II 5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無の件数	28件	29件	事前	重要な変更にあたらない。番号法 別表2の修正に伴う
平成30年4月1日	II 3④使用の主体	各区保健福祉部保護課	各区保健福祉部生活福祉課	事後	重要な変更にあたらない。課名のみの変更。
平成30年4月1日	III 6 リスクに対する措置の内容	番号法別表第二及び第19条第14号	番号法別表第二及び第19条第16号	事後	重要な変更にあたらない。番号法改正に伴う条ずれへの対

平成30年4月1日	Ⅲ7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報	発生あり	発生なし	事後	重要な変更にあたらぬ。見直し時点での修正。
平成30年4月1日	V1①実施日	42826	43191	事後	重要な変更にあたらぬ。しきい値判断日の更新。
平成31年4月1日	事務の名称	生活保護及び外国人生活保護の決定及び実施事務、就労自立支援金給付、中国残留邦人等(情報提供の根拠)	生活保護の決定及び実施事務、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、中国残留邦人(情報提供の根拠)	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	I5②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、14、	番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、14、	事前	重要な変更番号法 別表2の修正に伴う
平成31年4月1日	I6②所属長の役職名	保護課長 長村信幸	保護課長	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	II2⑥事務担当部署	北神支所保健福祉課	北神区役所保健福祉課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	II3④使用の主体	北神支所保健福祉課	北神区役所保健福祉課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	II5特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無の件数	29件	30件	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	V1①実施日	43191	43556	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	I5②法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、14、	(情報提供の根拠)番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、14、	事前	重要な変更番号法 別表2の修正に伴う
令和2年4月1日	I6①部署 II2⑥事務担当部署	保健福祉局生活福祉部保護課	福祉局保護課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	II5特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無の件数	30件	31件	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	IV1①請求先	市民参画推進局	市長室広報戦略部	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	IV1①請求先	(市役所本庁舎2号館2階)	(市役所本庁舎1号館18階)	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	IV2①連絡先	保健福祉局 生活福祉部 保護課	福祉局 保護課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	V1①実施日	43556	43922	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和3年2月16日	II6保管場所	本市庁舎内のICカードによるセキュリティドアで区画されたエリアに設置するサーバ内に保管す	本市庁舎内の施錠装置・監視装置のあるセキュリティ区画内サーバに保管する。	事後	重要な変更にあたらぬ。文言の修正。
令和3年10月1日	I5②法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法第19条第7号 別表第二(第9、10、14、	(情報提供の根拠)番号法第19条第8号 別表第二(第9、10、14、	事後	重要な変更番号法 別表2の修正に伴う
令和5年12月1日	【表紙】	評価書名 神戸市生活保護等システム 重点項目評価	評価書名 生活保護に関する事務 重点項目評価書	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	【I 基本情報】	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	【I 基本情報】	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	【I 基本情報】	(6)支給処理機能 生活保護費を支給するために、会計担当課宛に支払い手続きを行うための	5. 経理 6. 債権管理	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	【I 基本情報】	システム2 ②システムの機能	システム2 ②システムの機能	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	【I 基本情報】	システム6 —	システム6 ①システムの名称	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	【I 基本情報】	システム6 —	3. 機関別符号の取得等 ・自治体・福祉事務所から委託を受けた社会保	事前	重要な変更と時期を同じくする変更

令和5年12月1日	【Ⅰ 基本情報】	4. 個人番号の利用 法令上の根拠	4. 個人番号の利用 法令上の根拠	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要】	1. 特定個人情報ファイル名 生活保護、外国人生活保護及び中国残留邦人	1. 特定個人情報ファイル名 生活保護ファイル	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要】	3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要】	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 2件	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 4件	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要】	委託事項4 ー	委託事項4 医療扶助関連データ処理業務	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要】	6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要】		(別添1)ファイル記録項目 を修正	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅲ リスク対策】	1. 特定個人情報ファイル名 生活保護、外国人生活保護及び中国残留邦人	1. 特定個人情報ファイル名 生活保護ファイル	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅲ リスク対策】	7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 発生したか 発生なし	7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 発生したか 発生あり	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅲ リスク対策】	再発防止策の内容 ー	再発防止策の内容 1.当該指定管理者に対し、USBメモリによる個	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅲ リスク対策】	7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	【Ⅳ. 開示請求、問合せ】	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和5年12月1日	提供先追加情報	提供先26 厚生労働大臣	提供先26 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教	事前	重要な変更と時期を同じくする 変更
令和6年6月16日	【Ⅰ 基本情報】	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	修正なし	事前	就労自立給付金の拡充が あったが、事務として当該文
令和6年6月16日	【Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要】	3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	事後	重要な変更にあたらぬ。文 言の修正。